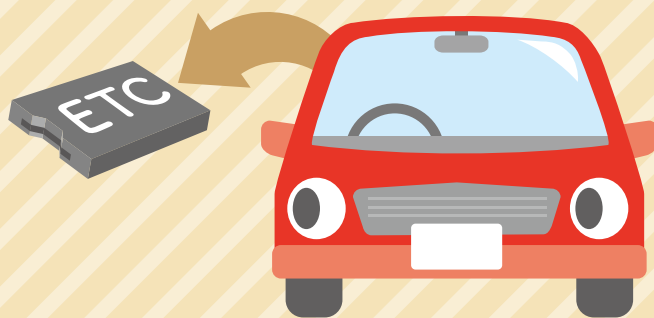


ETC車載器には 車両の情報が 登録されています



ETC車載器登録情報とご利用の車両情報が一致していない場合は、**再セットアップ**が必要です。



再セットアップとは、車載器に登録されている車両情報を入力し直すことです

▼ 例えば以下のようなケースは再セットアップが必要です ▼

CASE
01

ナンバープレートを変更した場合

例1 ご当地ナンバーに変更した場合

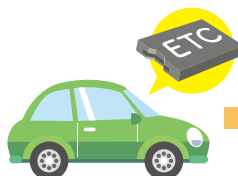


例2 用途変更した場合(乗用→貨物)



CASE
02

けん引可能な構造に 改造した場合



「けん引」なし



「けん引」あり

CASE
03

ETC車載器付きの中古車を購入 または譲り受けた場合



お店でご購入の場合も必ずセットアップ情報を販売店にご確認ください。

CASE
04

ETC車載器を 他の車両へ付替えた場合



ETC付替え



※お店で付替えてもセットアップは別の作業になりますのでご注意ください。



ETC車載器登録情報と車両情報が異なったままETCを利用された場合、ETCシステム利用規程に違反したご利用となり、開閉バーが開かないことや適正な割引がうけられない場合があります。また、悪質な利用と判断された場合は、不正通行車両とみなされることがありますのでご注意ください！

再セットアップについて

セットアップを行うのは、技術や信頼性についての厳しい審査をパスした登録店に限られています。詳しくは最寄りの自動車販売店やカー用品店またはETCセットアップマークのある登録店にご相談ください。



正しくセットアップし、ETCをご利用ください。

首都高速道路株式会社

